

大和市建築工事電子納品基準

令和6年施行

工事書類の電子納品については、次に定めるものとする。

第1. 電子納品の定義と目的

電子納品とは、現場工事写真などの各種最終成果品等を、電子データとして納品することを言う。それにより、業務の効率化、省資源化、コスト縮減、省スペース化を図ることを目的とする。

第2. 適用範囲

- ・工事写真のみを電子納品の対象とする。
- ・工事着手前に受注者と監督員で事前協議し、電子納品の対象案件とするかを決定し打合せ記録簿により協議内容を確定させる。

第3. ファイル形式・規則

- ・工事写真のファイル形式はJ P E Gとする。
- ・工事写真の画像編集は、その信憑性を考慮して行ってはならない。
- ・参考図ファイルの記録形式はJ P E GもしくはT I F Fとするが、監督員の承諾を得た上でそれ以外の形式とすることができる。T I F Fは図面が判読できる程度の解像度とする。(参考図とは、撮影位置、撮影状況等の説明に必要な撮影位置図、平面図、凡例図、構造図等をいう。)

第4. 撮影条件

- ・使用するデジタルカメラの日付等は正しく設定しておく。
- ・有効画素数を大きくするとファイル容量が大きくなり操作性も低くなることから、有効画素数は100万画素以上300万画素程度とする(黒板の文字及び撮影対象が確認できること)。

第5. フォルダ構成および使用可能な文字

- ・「営繕工事写真撮影要領」(国土交通省)に準じたフォルダ構成および使用可能な文字で作成する。(別表1 写真格納(例)参照)
- ・工事規模、内容により、上記以外のフォルダ構成にする場合、監督員と協議のうえ、決定する。

第6. 納品

- ・納品する媒体は基本的にはC D - Rとする。(書き換え可能なC D - R Wは不可。)
- ・C D - Rは納品前にウイルスチェックを行っておく。
- ・ウイルス定義ファイルは最新のものに更新しておく。
- ・C D - R内にビューアソフトを添付する。(ただし、ソフトウェアの使用承諾契約書等の制限に抵触するものは除く。)
- ・ビューアソフトはパソコン本体にインストールすることなくパソコンにC D - Rを挿入するだけで起動できるソフトとする。
- ・成果品の提出部数は、電子媒体(C D - R)正副2部とする。

第7. CD-Rの表示内容について

CD-R表面には、以下内容を明記する。

- ・「契約番号」
- ・「工事件名」
- ・「作成年月」
- ・「発注者」
- ・「受注者」
- ・「ウイルスチェックに関する情報」
(ウイルス対策ソフト名、ウイルス定義、チェック年月日)

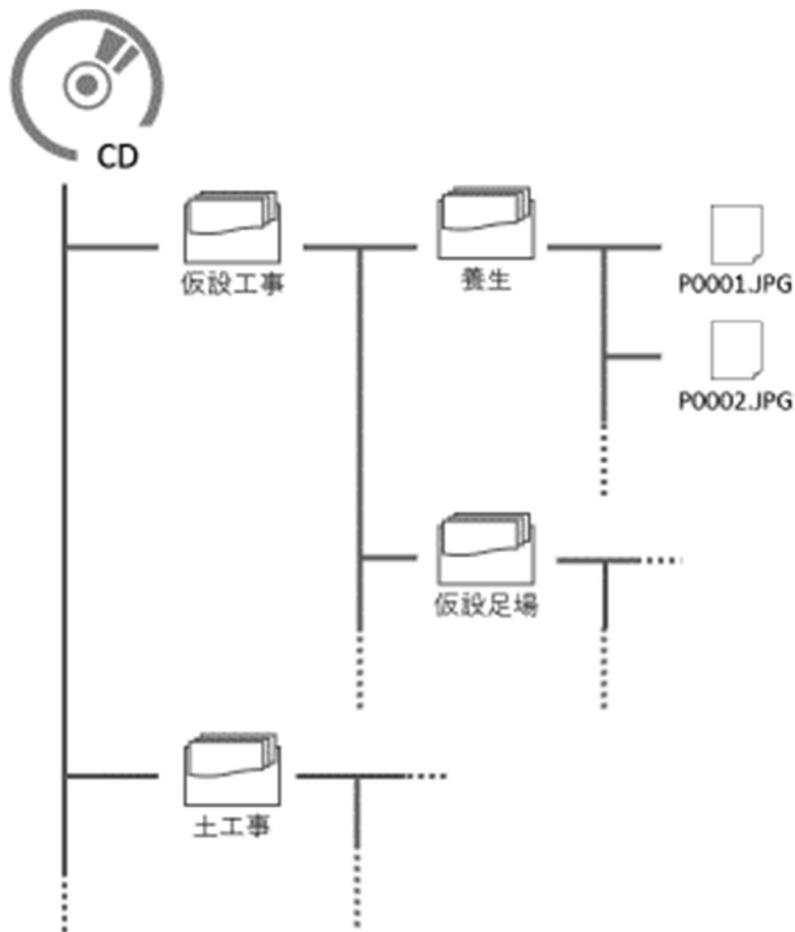
第8. 本基準に記載されていない事項の協議

監督員と協議のうえ決定し、施工計画書に記載する。

第9. 検査時のパソコン準備

完成検査等、受注者に対する検査時のパソコンは受注者が準備する。

別表1 写真格納（例）



※工事種目または分類・工程毎に適宜フォルダ分けする